

千葉市職員措置請求（21千監(住)第1号）に係る監査の結果について

1 請求人 千葉市中央区中央3-15-6 渚法律事務所内
市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉
同 村越 啓雄

2 請求日 平成21年4月1日

3 請求内容

選挙管理委員会委員に対する月額報酬の支払いは、勤務実態を鑑み地方自治法に違反しており、月額報酬に改めるよう及び条例の改正を提案するよう千葉市長に勧告されたい。

4 監査対象事項

千葉市並びに中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区選挙管理委員会（以下「市及び各区選管」という。）の委員に対し月額で報酬が支給されているが、当該報酬の支出が違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

5 監査結果

【結論】

本件監査請求は、次の理由により却下する。

理由（要旨）

請求人は、委員報酬の月額支給は、勤務実態に鑑みると自治法の趣旨に違反していると主張しているが、当該報酬は、費用弁償条例や予算会計規則等の手続に従い支給されている。

また、請求人は、市及び各区選管の会議録などから推察して、会議内容が乏しいことや日頃の活動においても委員としての重要な職責を果たしていないとして、報酬が不当に多額であると主張しているが、要するに、費用弁償条例が違法であるから改正すべきであるということに他ならない。

しかしながら、住民監査請求の対象となる行為は、自治法に定める違法若しくは不当な公金の支出などの財務会計上の行為に限られ、条例そのものまでをも対象としていない。

以上のことから、請求人の主張は、自治法に規定する財務会計上の行為について監査を求めるものとは認められず、本件請求は、住民監査請求の要件を満たすものではなく、不適法なものと判断する。

意見

市及び各区選管委員は、定例会や臨時会に出席するほか、公明かつ適正な選挙が執行されるために、様々な課題についての意見交換や投票率向上などの啓発活動を行うとともに、各種対策についての議論もしているところであるが、それらの活動内容について必ずしも市民に周知されているとは言えない。

今後、こうした活動をさらに充実するとともに、市及び各区選管委員の活動状況や報酬のあり方について、市民に対する説明責任が果たされるよう努められたい。